

# 道路交通法等の一部改正

令和6年11月1日施行

## 1 自転車の交通事故防止のための規定の整備

- 自転車の運転中における携帯電話使用等に関する規定の整備  
自転車運転中の携帯電話使用等違反に係る罰則が強化され、自動車や原動機付自転車と同様の罰則が適用されます。

【現行】

交通の危険を生じさせた場合	保持しての通話・画像の注視
5万円以下の罰金（公安委員会遵守事項違反）	



【改正後】

交通の危険を生じさせた場合	保持しての通話・画像の注視
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

- 自転車の酒気帯び運転等に関する規定の整備  
これまで罰則のなかった自転車運転中の「酒気帯び運転」や「酒気帯び運転を助長する行為」についても罰則が創設されます。

【現行】

酒気帯び運転	車両提供罪	酒類提供罪	同乗罪
禁止規定のみ 罰則なし			



【改正後】

酒気帯び運転	車両提供罪	酒類提供罪	同乗罪
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金		2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	

- 自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為の追加  
自転車の酒気帯び運転及び運転中における携帯電話使用等違反が自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に追加されます。

## 2 運転の定義に関する規定の整備

- 運転の定義の明確化  
いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずにペダルのみで走行させる行為について、原動機付自転車等の「運転」に該当することが明確に規定されます。

※ ペダル付き原動機付自転車とは、原動機のほか、ペダルを備えており、下記①又は②に該当する車両で、道路交通法上、一般原動機付自転車等に該当します。

- ① 原動機のほか、ペダル等を用いて人力のみで走行可能な車両
- ② 駆動補助機（電動アシスト自転車）の基準に該当しない車両

自転車のスマホ・酒気帯び

# 罰則強化

ダメ!!

ダメ!!

ながらスマホ



酒気帯び運転



令和6年11月1日

## 道路交通法改正

### 自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

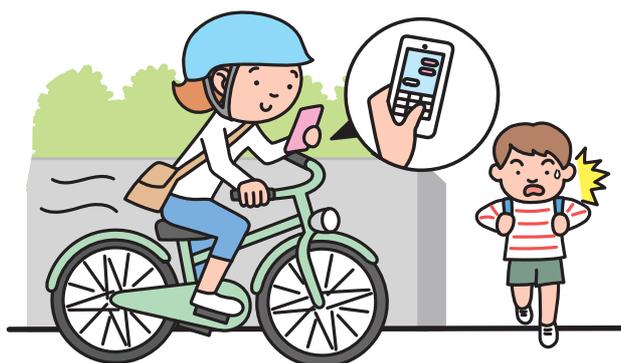
警察庁・都道府県警察



## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



### 運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



### 酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、

**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

危険

# ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



## 自転車ではなく、 一般原動機付自転車又は自動車です!!

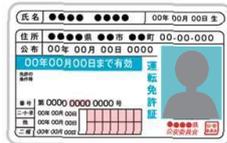
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



### 公道を走行するために必要なこと

Check 01

一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許



Check 02

ブレーキランプ、ウinker、バックミラー等の備付け



Check 03

ナンバープレートの取付け・表示



Check 04

自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

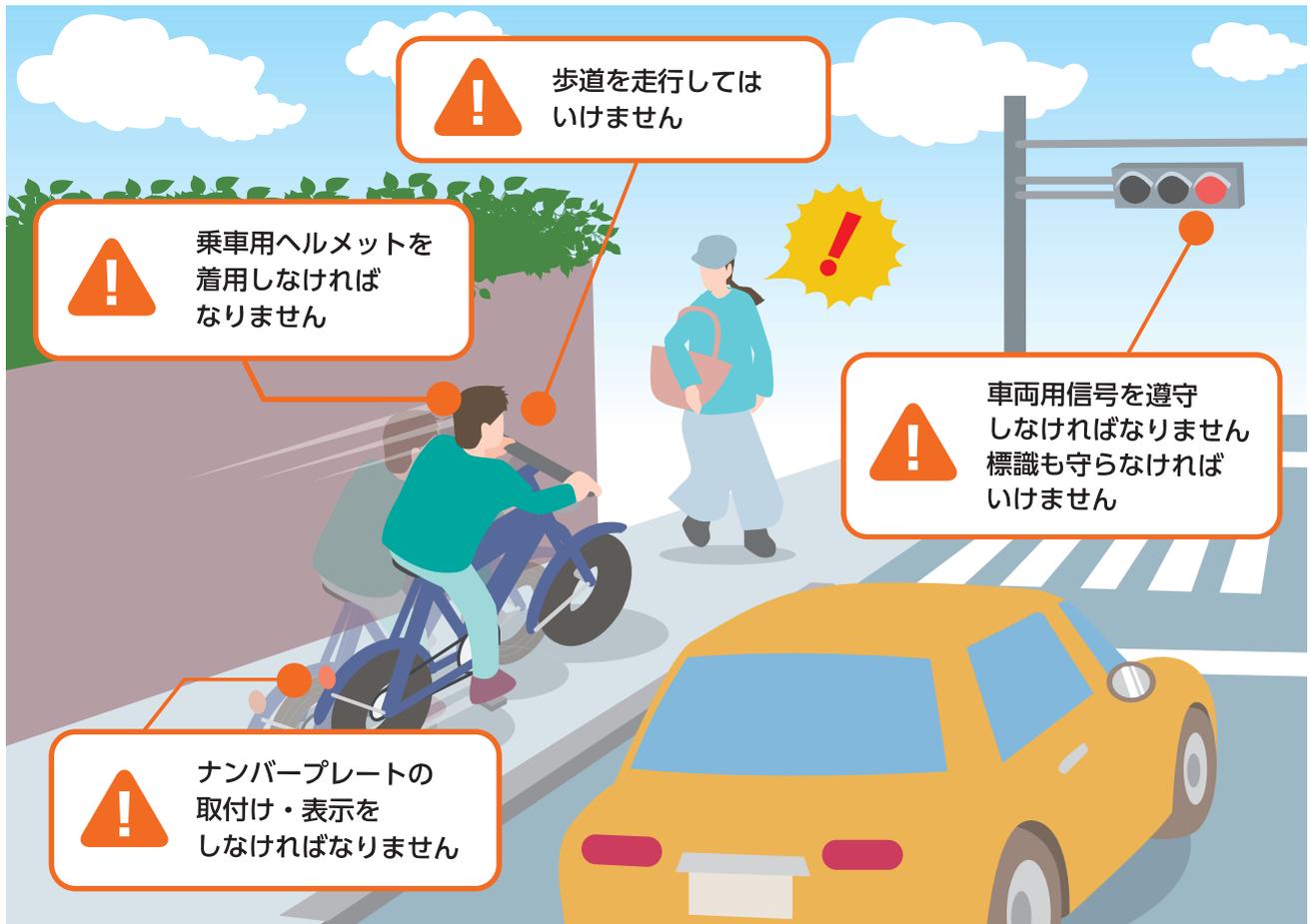


警察庁・都道府県警察

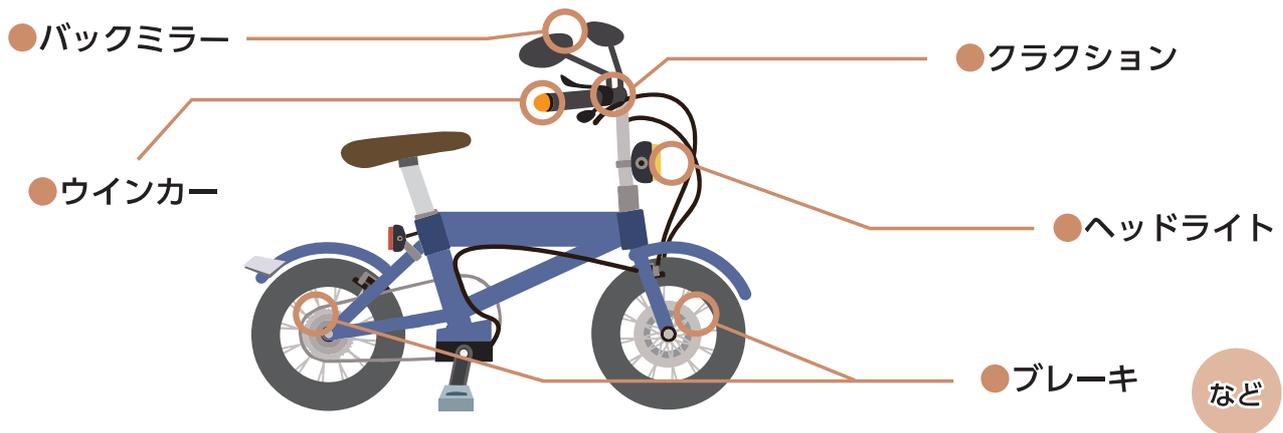
交通ルールを守って  
つながる笑顔



# ルールの無視は罰則の対象です！



## 保安基準に適合しなければなりません



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら